

議 案 第 36 号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定め
る。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

産科医療補償制度の加入掛金の引下げに伴い、分娩介助料を引き下げるた
め。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

106,000円
151,000円
116,000円
166,000円

「

102,000円
147,000円
112,000円
162,000円

」を

」に改め、同表備考第7

項中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の分娩に係る分娩介助料について適用し、同日前の分娩に係る分娩介助料については、なお従前の例による。